

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和7年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年4月17日

生駒市監査委員 東良徳一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改正大祐

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

令和8年1月7日から令和8年2月27日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

デジタルイノベーション推進課（窓口DX推進室を含む。）

子育て健康部 こども政策課（こども家庭センターを含む。）

都市整備部 住宅課、施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む。）

教育部 幼保こども園課（こども園準備室を含む。）、ひがし保育園、みなみ保育園・南幼稚園、俵口幼稚園、生駒北小学校・生駒北中学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南中学校、緑ヶ丘中学校

生涯学習部 スポーツ振興課

会計課

(2) 対象期間

令和6年度及び令和7年度

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、各基金の必要性と使用状況及び補助金等交付事務を重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

(1) 対象部局（第2回分）に係る監査結果

監査した結果、一部の所属において、収納処理が一部されていなかった事例、郵券の現物と受払簿の残数が一致しなかった事例等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

その他、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとと

もに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

(2) 補助金等交付事務について（第1回、第2回分）（重点項目）

地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとなっており、これに基づいて補助金等の交付を行っている。本市においては、生駒市補助金等交付規則により、補助金等の交付に係る基本的事項を定めるとともに、生駒市補助金制度に関する指針（以下「指針」という。）により、適正な運用に努めている。

上記のとおり、補助金等は公益上の必要性がある場合に対価なく交付することができることとされており、交付にあたっては、公益上の必要性について十分に検討し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。そのため、公益上の必要性や効果については、常に検証することが不可欠である。本市においては、指針により毎年度補助金の効果検証を実施することとなっており、今回の監査対象の中にも、その必要性や効果、交付実績をふまえて内容の見直しや廃止を検討しているものもみられ、適正な運用に努めていることが確認された。また、今回の監査対象において、交付に係る必要書類や手続き、実績報告書の提出などの事務について、改善を要する事項など指摘すべき事項はみられなかった。

なお、今回の監査対象の中には、事業の趣旨は市民にとって有益なものとして評価できるものの執行額が予算に比べて大幅に少ないものが散見された。このことについて、当該補助金等に係る事業が市民の需要にマッチしていないことから交付額が少なくなっているのか、需要はあり、かつ有用な事業であるのに何らかの障害があることから活動が低調になっているのかなど、原因を分析して、事業の見直しや廃止を検討しているものもみられた。今後とも、当該事業の障害となっている問題があればその障害の除去の可能性も含めて当該補助金等の交付事業継続の可否や内容の変更について適切に判断し、補助金等交付対象事業利用の促進を図れるような政策を実践していただきたい。

各対象部局別対象件数

	対象部局	件数
	デジタルイノベーション推進課（窓口DX推進室を含む。）	0件
経営企画部	秘書課	0件
	企画政策課	0件
	広報広聴課	0件
総務部	総務課（情報システム管理室を含む。）	0件
	人権施策課（人権文化センター、児童館、ダイバーシティ推進プラザを含む。）	1件
財務部	財政課	0件
	課税課	0件
	収税課	0件
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）	16件
	脱炭素まちづくり推進課	3件
	SDGs・公民連携推進課	2件
	環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）	5件
福祉部	地域共生社会推進課	7件
	障がい福祉課	1件
	生活支援課	0件
	地域包括ケア推進課	1件
子育て健康部	こども政策課（こども家庭センターを含む。）	1件
建設部	事業計画課	1件
	下水道課（竜田川浄化センターを含む。）	4件
都市整備部	住宅課	1件
	施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む。）	0件

	む。)	
教育部	幼保こども園課（こども園準備室を含む。）	4件
	ひがし保育園、みなみ保育園、俵口幼稚園、南幼稚園、生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校	いずれも 0件
生涯学習部	スポーツ振興課	4件
	会計課	0件
	選挙管理委員会事務局	0件

(3) 基金の必要性和使用状況について（第1回、第2回分）（重点項目）

地方自治法第241条の規定により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができることとされている。本市においては、22の基金が設置されているが、全ての基金が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金であり、定額の資金を運用するための基金は設置されていない。

本市における基金の残高は、令和7年3月末現在で合計約165億円となっており、今後の財政運営においても基金の効率的かつ計画的な管理や運用がより一層求められると思われることから、今回の定期監査における重点項目とした。

監査の対象は、各監査対象部局が所管する基金について対象とした。（下表のとおり）

監査した結果、生駒市監査基準に準拠して監査した限りにおいて、各基金の管理及び運用が特定の目的法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

前年度に引き続き、基金の必要性和使用状況を重点項目としたが、今回の監査において、各基金の設置目的、積立・取崩の計画、積立目標などを改めて確認していただく機会となったと思われる。今後においても、各基金の設置目的や趣旨に基づき、適正かつ効率的な管理及び運用が必要であることから、各基金の積立て、取崩し等については、明確に市民が理解し納得できるよう、各基金の設置目的に沿った長期的な計画に基づき実施し、また、それらの計画や目標額等の見直しが必要であれば、適時に見直しを行うよう、適正な管理のもと基金の有効活用を図っていただきたい。

対象基金一覧

基金名称	対象課
財政調整基金	財政課
減債基金	財政課
公共施設等総合管理基金	施設マネジメント課
生駒市営住宅整備基金	住宅課
ふるさと生駒応援基金	企画政策課
こども未来基金	教育総務課
庁舎窓口環境整備基金	総務課

(4) その他の事項について（第1回、第2回分）

定期監査において、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めているか並びにその組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するための一つの資料として、各課において業務を遂行する中で抱えている課題や懸案事項について、提出資料への記入を依頼しているところである。本年度の監査対象部局からは以下のような事例が挙げられた。

- ・業務が拡大する定例業務及び新規業務の増加や複雑化により、人員不足や各職員の負担が増加している。また、それに伴い、時間外勤務や休日出勤の増加、研修への参加機会の減少（各種研修に参加したが、人員に余裕がなく、日程によっては参加できないものもある。）、業務の検証や改善を検討する機会が減少している。

- ・専門的な知識を有する職員の不足や職員間の業務配分の偏重。

- ・複数の部署間で調整を必要とする分野横断的な施策や業務における各部署間及び職員間の連携意識の不足。

- ・各種事務のシステム化やオンライン化の推進、また、ホームページや SNS での情報発信については、それらを利用しない又は利用できない市民もいることから、必ずしも業務の効率化につながっていない部分もある。

各課において、このような明確な課題や懸案事項を持っているということは、「最小の経費で最大の効果を上げるよう努めており、その組織及び運営の合理化に努めている」ことに他ならないものと評価できるが、課題や懸案事項の解決に向かっては各部署単独での努力・検討だけでなく、関連する部署との連携や政策トップが参加することが必要である。また、本職においても、これらの懸案事項を考慮しながら、今後の各監査等を進めていく考えである。

(別紙)

デジタルイノベーション推進課

- 1 監査実施日 令和8年1月8日～1月9日、1月20日
- 2 監査結果

(1)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

子育て健康部

こども政策課（こども家庭センターを含む）

- 1 監査実施日 令和8年2月17日
- 2 監査結果

(1)歳入について

講座用テキスト代に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、一部受払簿の残数と現物の数が一致しなかったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他の点については適正に行われていた。

都市整備部

住宅課

- 1 監査実施日 令和8年2月18日～2月19日
- 2 監査結果

(1)歳入について

市営住宅使用料、再開発住宅使用料等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む）

1 監査実施日 令和8年2月12日～2月13日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

教育部

幼保こども園課（こども園準備室を含む）

1 監査実施日 令和8年2月2日～2月6日

2 監査結果

(1)歳入について

市立保育所保護者負担金、私立保育所の保護者負担金、保育園児給食費、幼稚園児給食費等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ひがし保育園

1 監査実施日 令和8年1月14日

2 監査結果

(1)歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

みなみ保育園・南幼稚園

1 監査実施日 令和8年1月15日

2 監査結果

(1)歳入について

延長保育料、職員給食費、通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

俵口幼稚園

1 監査実施日 令和8年1月19日

2 監査結果

(1)歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、預かり保育利用料の一部が収納処理されていなかったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒北小学校・生駒北中学校

1 監査実施日 令和8年1月19日

2 監査結果

(1) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

桜ヶ丘小学校

1 監査実施日 令和8年1月27日

2 監査結果

(1) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

あすか野小学校

1 監査実施日 令和8年1月23日

2 監査結果

(1) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

壱分小学校

1 監査実施日 令和8年1月26日

2 監査結果

(1) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

生駒南中学校

1 監査実施日 令和8年1月27日

2 監査結果

(1) 歳入について

公衆電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

緑ヶ丘中学校

1 監査実施日 令和8年1月29日

2 監査結果

(1) 歳入について

私用電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、一部受払簿の残数と現物の数が一致しなかったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他の点については適正に行われていた。

生涯学習部

スポーツ振興課

1 監査実施日 令和8年2月24日～2月27日

2 監査結果

(1) 歳入について

市有土地の賃貸借に係る収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・

確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の支出事務について

生駒市体育振興事業補助金（地区別体力づくり活動事業補助金、スポーツ協会加盟競技団体等実施事業及び施設使用事業補助金、スポーツクラブ育成事業補助金及びスポーツ競技大会派遣事業補助金）の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等関係書類を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

会計課

1 監査実施日 令和8年1月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金及び臨時釣銭貸出用現金については、手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。